



島根県報

平成24年3月13日（火）

第2,374号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	4
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の名称の変更	（建 築 住 宅 課）	4

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	4
--	-----------	---

告 示

島根県告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成24年3月6日付
けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第156号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す
る。

平成24年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市美都町仙道2063-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第157号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す
る。

平成24年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市匹見町道川イ1404
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
-

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第158号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上佐世525-8、525-14から525-16まで、526-2、526-4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第159号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町瀧元2244（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

島根県告示第160号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡海士町大字豊田414-5 山下照夫
 // 海士町大字知々井1588 磯野公夫
 // 海士町大字御波189 亀谷 隆

(2) 加入区

海士町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

海士町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

海士町漁業協同組合

島根県告示第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定構造計算適合性判定機関の名称		住 所	変更予定年月日
変 更 前	変 更 後		
財団法人日本建築総合試験所	一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台5 丁目8番1号	平成24年 4 月 1 日

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月13日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署比津交番の項位置の欄中「松江市比津が丘一丁目」を「松江市比津町」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 3月16日から施行する。